

## お 知 ら せ

令和4年11月3日  
内閣官房

1. 北朝鮮は本日7時台から8時台にかけ、I C B M級の可能性があるものも含め、少なくとも3発の弾道ミサイルを、東方向に向けて発射した。詳細については現在分析中であるが、落下したのはいずれも我が国の排他的経済水域（E E Z）外であり、飛翔距離等については以下のとおりと推定される。
  - ①7時39分頃、北朝鮮西岸付近から発射し、最高高度約2,000km程度で、約750km程度飛翔し、朝鮮半島東側の日本海に落下。当該ミサイルはI C B M級の可能性がある。
  - ②8時39分頃、北朝鮮内陸部から発射し、最高高度約50km程度で、約350km程度飛翔し、朝鮮半島東岸付近に落下。
  - ③8時48分頃、北朝鮮内陸部から発射し、最高高度約50km程度で、約350km程度飛翔し、朝鮮半島東岸付近に落下。なお、日本列島を超えて飛翔する可能性があるかと探知したものについては、その後、当該情報を確認したところ、探知したものは日本列島を超えず、日本海上空にてレーダーから消失したことが確認された。
2. 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
3. 総理には、本件について直ちに報告を行い、被害の有無の確認、情報収集・分析の徹底、関係国との連携などの指示があった。
4. 政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。また、本日、国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行った。
5. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。
6. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。